



日本赤十字社

No. 162

# 受 領 証

(一社) 富士山観光交流ビュロ様

¥ 442,670

但し 令和6年能登半島地震災害 義援金として、  
上記の金額を確かにお預かりいたしました。

取扱者



※取扱者印のないものは無効です

令和  
平成6年2月14日

日本赤十字社静岡県支部長



(注) この受領証記載の金額は、個人については、所得税法第78条第2項第1号、及び地方税法第37条の2第1項第1号、並びに第314条の7第1項第1号に規定する寄付金に該当します。  
法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄付金に該当します。